

令和 2 年度定期監査結果報告概要

令和 2 年 10 月

三重県監査委員

令和2年度定期監査結果報告概要

第1 監査の概要

1 監査の種類

(1) 事業の執行に関する監査

地方自治法第199条第2項に基づき、事業の執行に関する監査（行政監査）を実施した。

(2) 財務以外の事務の執行に関する監査

地方自治法第199条第2項に基づき、財務以外の事務の執行に関する監査（行政監査）を実施した。

(3) 財務の執行に関する監査

地方自治法第199条第1項に基づき、財務の執行に関する監査（財務監査）を実施した。

2 監査の実施期間

地方自治法第199条第4項に基づき、令和2年1月21日から同年9月18日までの間で、期日を定めて監査を実施した。

3 監査の実施箇所

監査の実施箇所数等は、次表のとおりである。

[監査実施箇所数]

区 分	対象箇所数	実施箇所数			
		委員監査		事務局予備監査	
		実地監査	書面監査	実地監査	書面監査
本 庁	182	179 (※1 21)	3	※2 182	—
地域機関	181	42	139	55	126
計	363	221	142	237	126

※1 監査委員による本庁実地監査（以下「総括本監査」という。）は部局等単位で実施。

※2 総括本監査に先立つ、事務局予備監査は課単位で実施。

4 監査の対象とした事項及び範囲

主として令和元年度における、県が実施する事業のうち重点的に検証する必要がある事業の執行、財務以外の事務の執行及び財務の執行を対象とした。

(1) 事業の執行に関する監査

【各部局等の主要な事業】

(2) 財務以外の事務の執行に関する監査

- ① 服務規律違反
- ② 個人情報の漏えい
- ③ 公表資料の誤り
- ④ その他財務以外の事務の執行に関する不適切な事案

(3) 財務の執行に関する監査

【重点監査事項】

- ① 現金取扱事務

【収入に関する事務】

- ① 収入未済
- ② 収入事務

【支出に関する事務】

- ① 業務委託
- ② 公共工事等
- ③ 補助金等
- ④ 旅費
- ⑤ 物品等購入
- ⑥ 印刷物の作成
- ⑦ その他の支出事務

【人件費】

【財産管理等の状況】

- ① 財産管理
- ② 金品亡失（損傷）
- ③ 公有財産の滅失・き損
- ④ 公共用地の未登記

【交通事故】

【その他】

第2 監査の結果

主として令和元年度における、事業の執行、財務以外の事務の執行及び財務の執行について監査を実施した結果、報告書に「監査の意見」として記載したもののほかは、概ね適正に処理、執行されていた。

部局長等においては、「監査の意見」について、速やかに適切な措置を講じられたい。

特に、財務以外の事務の執行に関する指摘の中には、公文書を不正に作成・交付等した不適正な事務取扱事案など、県民の信頼を著しく損なう重大な事案が引き続き発生しているため、原因や背景を徹底的に究明のうえ、法令遵守及び服務規律の更なる徹底並びに不適切な事務処理の再発防止に取り組まれない。

財務の執行に関する指摘については、重点監査事項において、金融機関への現金収納遅延があった。また、収入や支出に関する事務においては、指摘件数は減少しているが、財産管理等に関して、金品亡失（損傷）、交通事故は引き続き多数発生していることから、職員への注意喚起や交通安全意識の徹底を図るとともに、県有財産の管理意識向上等を図られたい。

さらに、地方自治法改正により、令和2年4月から内部統制制度が導入されたことを受け、予めリスクがあることを前提として、法令等を遵守しつつ、適正に業務を遂行することが、より一層求められている。今回指摘した事項については、指摘箇所に限らず、概ね全ての箇所で行われるため、各部局等においてはこうした指摘を参考として、チェック機能を高め、財務事務等の適正な執行に努めるとともに、全庁的なマネジメントのもと、内部統制が実効性のあるものとなるよう取り組まれない。

また、県民の暮らしと経済に重大かつ深刻な影響を与えている新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対応については、令和2年3月に緊急経済対策、4月に緊急総合対策、5月に「“命”と“経済”の両立をめざす『みえモデル』」を策定し、これらに基づき、大規模な補正予算を計上し、感染拡大の防止と医療提供体制の整備や、中小企業・小規模企業の事業継続への支援と雇用の維持等について、市町や関係団体等と連携し、オール三重の体制で取り組んでいるところである。

引き続き、新型コロナが行財政運営に与える影響にも留意し、医療提供体制の整備など、県民の命と健康を守るための対策とともに、県民の生活支援、経済及び雇用対策等を迅速かつ総合的に実施されたい。なお、対策等の実施にあたっては、実施体制の整備を図り、効率的かつ効果的に事業を実施するとともに、関係職員の勤務実態にも十分に留意するよう努められたい。

さらに、新型コロナに起因する人権侵害や誹謗中傷への対策を講じるとともに、新型コロナに関する情報については、県民や事業者等の理解や協力が得られるよう、適時適切な提供に努められたい。

1 事業の執行に関する監査結果の概要

県が実施する事業のうち重点的に検証する必要がある事業の執行について監査を実施した。

その結果、事業の執行に関する意見は、50件であり、該当のある各部局等の意見数は、次表のとおりである。

また、各部局等の主な意見は、9ページからの別紙のとおりである。

[事業の執行に関する意見数]

(単位：件)

部局等名	意見数	部局等名	意見数
防災対策部	3	県土整備部	3
戦略企画部	2	出納局	2
総務部	5	企業庁	2
医療保健部	4	病院事業庁	1
子ども・福祉部	6	議会事務局	1
環境生活部	4	教育委員会事務局	3
地域連携部	4	警察本部	3
農林水産部	4	意見数計	50
雇用経済部	3		

2 財務以外の事務の執行に関する監査結果の概要

公務上の服務規律違反、個人情報情報の漏えい、その他事務の執行に関する不適切な事案の発生状況等について監査を実施した。

その結果、財務以外の事務の執行に関する指摘は 25 件であり、監査事項の内容による分類ごとの指摘数は、次表のとおりである。

[財務以外の事務の執行に関する指摘数]

(単位：件)

分類	服務規律違反	個人情報情報の漏えい	公表資料の誤り	その他不適切な事案	計
指摘数	5	—	3	17	25

① 服務規律違反

公文書を不正に作成し、外部に交付するなどの不適正な事務取扱事案、生徒に対する部活動での体罰事案等、改善を要する指摘は合計 5 件であった。

② 個人情報情報の漏えい

改善を要する指摘はなかった。

③ 公表資料の誤り

運転免許証更新手続きの通知書に記載誤りがあった事案等、改善を要する指摘は合計 3 件であった。

④ その他財務以外の事務の執行に関する不適切な事案

学校給食における異物混入事案が 6 件、管理する公用車の車検切れに気づかず、共用する他所属の職員が当該車両を運行した事案等、改善を要する指摘は合計 17 件であった。

3 財務の執行に関する監査結果の概要

財務の執行に関する指摘は 338 件であり、監査事項の内容による分類ごとの指摘数は、次表のとおりである。

[財務の執行に関する指摘数]

(単位：件)

分類	重点監査事項	収入に関する事務※	支出に関する事務	人件費	財産管理等の状況	交通事故	その他	計
	現金取扱事務							
指摘数	15	88	87	37	59	40	12	338

※現金取扱事務に関するものを除く。

なお、財務の執行に関する監査事項ごとの監査結果の概要は、以下のとおりである。

(1) 重点監査事項

令和2年度定期監査においては、次の1項目を財務の執行に関する重点監査事項として監査を実施した。

① 現金取扱事務

現金取扱に関する事務は、窃盗や盗難、紛失等重大な事件、事故につながる可能性があることから、現金収納事務のほか、つり銭資金の管理及び現金等の保管に関する現金取扱事務については、平成30年度から重点監査事項として監査を実施し、平成30年度は29件、また令和元年度は24件の改善を要する指摘があった。このことから、令和2年度も引き続き監査を実施した。

その結果、現金の窃盗や盗難、紛失等重大な事案はなかったが、現金納付された手数料等の金融機関への収納遅延について、改善を要する指摘が、15件あった。

(2) 収入に関する事務

① 収入未済

収納促進の取組、債権処理計画の目標達成状況等について監査を実施した。

その結果、県税及び県税以外の収入未済額については、137億2,804万3,447円(対前年度比113.7%)と前年度に比べ16億5,895万891円増加しており、令和元年度に新たに発生した収入未済の指摘は51件※であった。

また、令和元年度の債権処理計画のうち、回収対象について、処理実績額は1億6,086万3,529円と、目標額1億3,503万3,006円を上回ったが、計画を策定した60債権中、27債権で処理目標額を達成していなかった。

なお、督促状の発付漏れ等、事務処理誤りによる指摘は5件であった。

※流域下水道特別会計における打切決算に伴う収入未済は、指摘から除いている。

② 収入事務

現金取扱事務に関するものを除く、調定事務等について監査を実施した。

その結果、歳入戻出に関する指摘が3件など、改善を要する指摘は合計5件であった。

(3) 支出に関する事務

① 業務委託

契約手続き、履行確認、支払い手続き等について、160 件の業務委託契約を抽出し、監査を実施した。

その結果、出納局事前検査に関する指摘が 6 件、契約保証金に関する指摘が 5 件、検査・支払いに関する指摘が 8 件、その他契約手続きに関する指摘が 4 件など、改善を要する指摘は合計 29 件であった。

[業務委託に関する指摘数]

(単位：件)

分類	出納局事前検査	予定価格 ※1	契約保証金	個人情報保護への 対応※2	検査・支払い※3	その他契約 手続き ※4	計
指摘数	6	3	5	3	8	4	29

<改善を要する指摘の主な事例>

※1「予定価格算定に係る積算根拠が明確になっていなかった」等

※2「契約書に定めた個人情報保護責任者、作業従事者等の書面での報告がされていなかった」等

※3「履行確認の記録がなかった」等

※4「執行伺いを作成していなかった」等

② 公共工事等

公共工事、調査・設計等業務委託の契約手続き、竣工時の事務手続き等について、13 件の公共工事契約、13 件の調査・設計等業務委託契約を抽出し、監査を実施した。

その結果、改善を要する指摘はなかった。

③ 補助金等

交付要綱・交付要領等の整備状況、履行確認等について、33 件の補助金等事業を抽出し、監査を実施した。

その結果、交付手続きに関する指摘が 3 件、履行確認に関する指摘が 3 件など、改善を要する指摘は合計 7 件であった。

④ 旅費

旅行命令・精算手続き、復命について、111 件の旅行を抽出し、監査を実施した。

その結果、復命書の作成遅延等、復命に関する指摘が 9 件、精算手続きに関する指摘が 1 件あり、改善を要する指摘は合計 10 件であった。

⑤ 物品等購入

物品等購入手続き等について監査を実施した。

その結果、物品の調達事務に関し、改善を要する指摘が 3 件あった。

⑥ 印刷物の作成

印刷物の契約手続き、配布・在庫状況等について監査を実施した。

その結果、改善を要する指摘はなかった。

⑦ その他の支出事務

入札中止や歳出戻入の発生理由、資金前渡払いの手続き等について監査を実施した。

その結果、事務処理誤りによる入札中止に関する指摘が 18 件、支払い金額の誤りや二重払い等による歳出戻入に関する指摘が 12 件など、改善を要する指摘は合計 38 件であった。

(4) 人件費

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当の認定事務等について監査を実施した。

その結果、扶養手当に関する指摘が 25 件、通勤手当に関する指摘が 11 件、住居手当に関する指摘が 1 件あり、改善を要する指摘は合計 37 件であった。

(5) 財産管理等の状況

① 財産管理

公有財産、物品の管理状況等について監査を実施した。

その結果、道路管理瑕疵、異動報告の遅延等、公有財産の管理に関する指摘が 20 件、物品の管理に関する指摘が 1 件あり、改善を要する指摘は合計 21 件であった。

② 金品亡失（損傷）

物品等の紛失・損傷の発生状況について監査を実施した。

ただし、明らかに県又は職員に過失がないもの及び損害額 10 万円未満のものは、原則として除外している。

その結果、パソコンや公用車の損傷等、改善を要する指摘は合計 19 件であった。

③ 公有財産の滅失・き損

公有財産の滅失・き損の発生状況について監査を実施した。

ただし、明らかに県又は職員に過失がないもの及び損害額 10 万円未満のものは、原則として除外している。

その結果、弓道場の一部焼失に関する指摘が 1 件あった。

④ 公共用地の未登記

過年度未登記の解消に向けた取組等について監査を実施した。

農林水産部（農林水産事務所等 7 箇所）の未登記は、614 筆、120,392.86 m²と前年度に比べ 21 筆、1,051.45 m²減少していた。

県土整備部（建設事務所 10 箇所）の未登記は、4,765 筆、1,221,132.17 m²と前年度に比べ 49 筆、4,561.51 m²減少していた。

企業庁（水道事務所 1 箇所）の未登記は、1 筆、13.20 m²と前年度に比べ増減はなかった。

(6) 交通事故

公用車での交通事故の発生状況について監査を実施した。

ただし、明らかに県又は職員に過失がないもの及び損害額 10 万円未満のものは原則として除外し、人身事故は損害額に関わらず指摘している。

その結果、物損事故が 36 件、人身事故が 4 件あり、改善を要する指摘は合計 40 件であった。

(7) その他

他の監査事項に分類できない改善を要する指摘は、事故発生報告書の提出漏れ・遅延に関する指摘が 5 件、金品亡失（損傷）報告書の提出漏れ・遅延に関する指摘が 4 件など、改善を要する指摘は合計 12 件であった。

別紙

【事業の執行に関する主な意見】

防災対策部

1 新型コロナウイルス感染症対策の推進

令和2年1月15日に、国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されたことを受けて、1月29日に知事を本部長とする県独自の「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）」を設置し、3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部として位置づけた。

4月10日からは、対策本部の危機管理機能の強化及び事務局機能の拡充・強化を図るため、各部局横断型組織として、防災対策部が対策本部事務局総括班を担当し、対策本部の運営、「三重県緊急事態措置」や感染拡大防止に向けた「三重県指針」等の総合的な方針の立案、県民及び事業者等への情報提供・協力要請を関係部局と連携して取り組んでいる。

今後も、引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、対策等の検討や県民及び事業者等に対する情報提供・協力要請を適時適切に行うなど、感染拡大防止に努められたい。

(防災対策総務課、危機管理課)

戦略企画部

1 「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進及び進行管理

「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の最終年度である令和元年度の実績結果については、自然減対策、社会減対策ともに進展度をC（あまり進まなかった）とした。その理由は、自然減対策について、数値目標が達成できなかったこと、社会減対策についても、数値目標である県外への転出超過数の改善に係る実績値が6,251人と目標値の1,600人を達成できなかったことによる。また、社会減対策の取組のうち、戦略企画部が主担当である「若者の県内定着の促進」についても、指標「県内高等教育機関卒業生の県内就職率」の実績値が48.2%と目標値の59.0%を達成できなかった。

令和2年4月からは、第2期「総合戦略」をスタートさせ、自然減対策、社会減対策の2つの対策を「活力ある働く場づくり」、「未来を拓くひとづくり」、「希望がかなう少子化対策」、「魅力あふれる地域づくり」の4つに再編し、それぞれのアプローチから人口減少に関する課題にさまざまな施策を分野横断的に活用し、一体的に取り組むこととしている。

このため、第2期「総合戦略」の4つの対策のうち、「未来を拓くひとづくり」の数値目標である「県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合」の目標達成に向けて、戦略企画部は、担当する県内高等教育機関の魅力向上や奨学金返還支援制度の充実等に取り組むとともに、複数の部局にわたる取組のトータルマネジメントによる的確な進行管理のもと、関係部局が一体的に取り組めるよう連携の強化を図り、人口減少対策を一層進められたい。

(戦略企画総務課、企画課)

総務部

1 持続可能な財政運営基盤の確立

令和元年度の決算においては、実質公債費比率は13.4%と前年度から0.8ポイント改善したが、経常収支比率は95.8%と前年度に比べて0.7ポイント上昇し、財政が硬直化した状態が続いている。

本県の財政状況は、歳入面では、県税収入や地方交付税交付金等が減少し、県債発行額が増加しており、歳出面では、社会保障関係経費等の義務的経費が高い水準で推移することが見込まれ、また、近年は、財源不足を補うため、企業会計からの借入や県債管理基金への積立見送り等の措置を講じているなど、依然として厳しい状況にある。

「第二次三重県行財政改革取組」（平成28年度～令和元年度）及び「三重県財政の健全化に向けた集中取組」（平成29年度～令和元年度）においては、一定の成果をあげている。

引き続き、「第三次三重県行財政改革取組」（令和2年度～5年度）に基づき、県税の徴収率向上や未利用財産の売却・活用、多様な財源確保等により、歳入の確保を図るとともに、増加が見込まれる公共施設等の維持管理・更新等の費用については、県民サービスの水準に留意しつつ、中長期的な視点で総合的かつ計画的に管理することによるトータルコストの縮減や財政負担の平準化を図り、また、厳しい優先度判断による事業の選択と集中の一層の徹底を進めることにより、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営の基盤を確立されたい。

また、新型コロナウイルス感染症が行財政運営に与える影響にも留意し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等について、医療提供体制の整備や中小企業・小規模企業の事業継続への支援及び雇用維持等に向け、国の交付金を活用するなどして必要な財源確保に努め、適切に取り組まされたい。

(財政課)

医療保健部

1 新型コロナウイルス感染症対策の推進

令和2年1月15日に、国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症については、全国に感染が拡大し、9月18日現在の感染者数は、全国で77,183人（厚生労働省発表）、また、県内では、1月30日に初めて感染者が確認されて以降、低い水準に留まっていたが、7月下旬から再び拡大し、大学や医療機関等においてクラスターが発生するなど、延べ469人（県発表）が確認されている。

このため、医療機関や市町、関係団体と連携しながら、クラスター対策の強化や医療提供体制・検査体制の強化、保健所の機能強化等のさまざまな感染症拡大の防止対策を実施してきたところである。

今後も、引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、医療機関及び関係団体等と連携しながら、県内での感染症拡大の防止対策に取り組まされたい。

(薬務感染症対策課ほか)

子ども・福祉部

1 生活困窮者への支援

最後のセーフティーネットである生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対する自立支援策の充実・強化を図ることを目的として、生活困窮者自立支援法に基づき、相談窓口を設置し、複合的課題を抱えた人の相談に幅広く対応するなど取り組んでいる。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済活動の停滞は、県民生活にも深刻な影響を与えている。このため、休業や失業等に伴う減収で、暮らしを支えていくことが困難となっている生活困窮者に対し、市町や関係機関等と連携して、生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付や要件緩和された住居確保給付金の支給、相談支援体制の強化にも取り組んでいるところである。

引き続き、市町や関係機関等と連携しながら、生活困窮者の実情に応じた適切な支援の実施に努められたい。

(地域福祉課)

環境生活部

1 多文化共生社会づくりの推進

県内の外国人住民数は、ベトナム、ネパール等からの外国人が急増し、令和元年末に過去最高の55,208人となり、総人口に占める割合は約3.0%となっている。出入国管理及び難民認定法の改正に伴い、平成31年4月に新たな在留資格の「特定技能」が創設されたことにより、今後、外国人住民の増加が予想される。

このため、令和元年8月に、みえ外国人相談サポートセンターを開設し、ワンストップでの多言語による生活全般に関する相談体制の充実を図るとともに、医療通訳の育成・医療機関への配置等、外国人住民のライフステージに応じた支援に取り組んでいる。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、雇止めや休業補償等への相談が急増してきたことから、相談員の増員や専門相談会の開催等、外国人住民の生活支援に取り組んでいる。

引き続き、市町や国等の関係機関と相互に緊密な連携をしながら、外国人住民の生活支援に取り組むとともに、令和2年3月に改定した三重県多文化共生社会づくり指針に基づき、県民意識の向上、総合的な相談窓口における支援の充実、日本語教育の体制整備を図るなど、多文化共生社会の実現に向けた取組を一層推進されたい。

(ダイバーシティ社会推進課)

2 RDF焼却・発電の終了に伴う市町等への支援等

平成30年7月19日の三重県RDF運営協議会総会において、RDF製造団体は、令和元年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行すること等が決議された。これを受け、三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却・発電は、令和元年9月17日をもって終了した。

また、この決議に基づき、関係市町が設置した検討会等への参画や市町間の調整、情報提供等の技術的支援を行うとともに、平成30年12月に創設した「ポストRDFに向けた施設整備等補助金」により、ポストRDFに向けて必要となる施設整備等に対する支援を進めている。

今後は、引き続き技術的支援や施設整備等に対する支援を的確に行うとともに、企

業庁と役割分担・連携のうえ、環境政策の視点を含めた事業全体の検証を行い、関係市町からの意見も踏まえ、事業の総括に向けた取組を進められたい。

(廃棄物・リサイクル課)

地域連携部

1 移住の促進

移住の促進については、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の社会減対策の一つとして総合的な取組を進めた結果、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」における「県および市町の施策を利用した県外からの移住者数」の令和元年度実績値は、383人となり、同計画期間中、毎年度目標値を達成するとともに、移住者の集計を始めた平成27年度以降増加を続け、5年間の累計は1,400人を超える結果となった。

一方、同総合戦略における「県外への転出超過数」の令和元年度の実績値は6,251人となるなど、依然として厳しい状況が続いており、一層の社会減対策が求められている。

このため、引き続き、関係部局、市町、関係団体等との連携を強化し、移住希望者が求める多様な就労情報や地域での暮らし方に関する情報の収集・発信等により、移住の促進を図るとともに、移住の促進が地域の活性化につながるよう取り組まれたい。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、大都市から地方への移住需要が高まることが想定されることから、ワーケーション等の新たな働き方に関心がある人を呼び込むなど、更なる移住の促進に取り組まれたい。

(地域支援課)

2 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備の推進

令和3年の三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「両大会」という。）については、県民が「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりを持つことで、県民力を結集した大会をめざすとともに、両大会の開催を契機として、スポーツを通じた地域活性化をめざしていくこととしている。

これまで、経費節減や企業協賛等により財源確保に努めながら、広報・とこわか運動（県民運動）の展開やボランティアの養成等の開催準備を進めるとともに、競技力の向上を図ってきた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、こうした取組について中止や実施方法の変更を余儀なくされたり、市町における競技別リハーサル大会が相次いで中止になるなど開催準備に影響を与えている。

このため、新型コロナウイルス感染症への対策を講じつつ、引き続き、簡素・効率的な大会運営や県民への周知など計画的な開催準備、競技力の向上を図るとともに、県民、市町、関係団体等がオール三重で取り組み、安全・安心な両大会の開催につなげられたい。

(総務企画課、競技・式典課、運営調整課、全国障害者スポーツ大会課)

3 南部地域の活性化の推進

「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」の県民指標である「南部地域における転出超過数」の令和元年度の実績は 2,252 人と、目標値 1,200 人を上回り、平成 29 年度以降、数値目標を達成することができなかった。

このため、より効果的な働く場の確保や生活サービスの提供等による移住・定住の促進を図るため、令和元年度に見直しを行った南部地域活性化基金を有効に活用するなど、引き続き、市町をはじめ、関係部局や団体、民間企業等と連携を図り、南部地域の活性化を一層推進されたい。

特に、東紀州地域においては、令和元年度の熊野古道世界遺産登録 15 周年事業で築いた団体との絆やノウハウを生かした取組を進め、来訪者の増加を図るとともに、(一社)東紀州地域振興公社等と連携し、観光情報の発信や東紀州地域産品の高付加価値化等の支援を行い、新型コロナウイルス感染症の状況も注視しながら、観光消費額の一層の増加に努められたい。

(南部地域活性化推進課、東紀州振興課)

農林水産部

1 県産農林水産物の認知度向上及び販路拡大

伊勢志摩サミットで高まった県産農林水産物の認知度や評価を生かして、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした国内外での販路拡大をめざし重点的に取り組んでおり、令和元年度においては、国内外における戦略的なプロモーションにより販路を拡大し、国際水準GAP等認証取得で目標を達成することができた。

引き続き、大会での県産農林水産物の活用はもとより、大会後の国内外での認知度向上、販路拡大にもつながるよう、これまでの関係者との連携を更に深め、県産農林水産物の供給体制やプロモーション活動の強化を図られたい。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、県農林水産物の需要減少や価格の下落等が生じ、農林漁業者の経営を圧迫するなど影響を与えていることから、経営安定に向けた支援や県産農林水産物の需要喚起の取組を引き続き進められたい。

(農林水産総務課、フードイノベーション課、農産園芸課、畜産課、森林・林業経営課、水産振興課)

雇用経済部

1 新型コロナウイルス感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により、内外需の減少やサプライチェーンの寸断が生じ、経済活動は大きく落ち込み、雇用情勢は弱い動きが広がっている。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症による県内経済への影響を最小限に抑えるため、国の緊急対応策等と連動しつつ、市町や関係団体等と連携し、オール三重の体制で、中小企業・小規模企業に対する事業継続のための資金繰り支援をはじめ販路拡大、生産性向上のための支援、雇用の維持等のさまざまな支援を進めている。

引き続き、市町や経済団体等と連携しながら、感染拡大防止を支援するとともに、中長期的な視点により、県内経済及び雇用の実態を踏まえた対策を迅速かつ総合的に進められたい。

(雇用対策課、ものづくり産業振興課、中小企業・サービス産業振興課ほか)

2 観光産業の振興

令和元年の県全体の観光消費額は過去最高の 5,564 億円で、「三重県観光振興基本計画（平成 28 年度～31 年度）」の目標値 5,000 億円以上を達成したが、延べ宿泊者数については計画期間中、目標値を達成することができなかった。

令和 2 年度からは「三重県観光振興基本計画（令和 2 年度～5 年度）」に基づき、観光産業の振興に取り組んできたが、新型コロナウイルス感染症の拡大は観光産業に深刻な影響を与えている。

このため、観光産業の早期回復に向け、みえ旅プレミアム旅行券の発行等、旅行需要を喚起する取組を進めた結果、宿泊予約件数等が改善されている。

今後も、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、市町、観光関連事業者及び観光地域づくり法人（DMO）等と連携し、安全・安心な観光地づくりをめざして取り組むとともに、同計画に基づき、質の高い観光地づくりを進め、旅行者が快適に周遊・滞在できる環境整備等に取り組むことで、宿泊者数を増やし、観光消費額の増加に取り組まれない。

（観光政策課、観光魅力創造課、海外誘客課）

県土整備部

1 公共土木施設の計画的な維持管理

公共土木施設は、道路、河川、港湾等の多種多様な施設が存在し、県民生活を支える社会基盤として欠くことができないものであるが、整備後 50 年以上経過する施設が急増することから、近年の自然災害の激甚化・頻発化や南海トラフ地震の発生が懸念されている中、県民の生命及び財産や社会経済活動に甚大な被害が発生するおそれがあり、防災・減災の観点から適切な維持管理・更新等が課題となっている。

また、厳しい財政状況が続く中、今後の人口減少等社会情勢の変化も踏まえ、中長期的な視点をもって、総合的かつ計画的に公共土木施設の維持管理・更新等を進めることが求められている。

このため、令和元年度に部内でワーキンググループを設置し、中長期的な社会情勢の変化を見据えながら、個別の公共土木施設の長寿命化計画を踏まえた、全体のマネジメントに向けた検討が進められている。

今後は、各公共土木施設の長寿命化計画を踏まえた公共土木施設全体のマネジメントのもと、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減及び平準化を図り、適切な維持管理・更新等に向けて取り組まれない。

（県土整備総務課）

教育委員会事務局

1 新型コロナウイルス感染症対策の推進

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和 2 年 3 月 2 日から 5 日までに、県立学校及び県内の公立小中学校が臨時休業となり、5 月 14 日の緊急事態宣言解除後、教室での感染症対策等を講じたうえで、分散登校やオンライン授業等を行いながら、徐々に学校が再開された。

また、6 月中に全ての学校で通常授業が開始されたが、学習の遅れ、感染症に係る偏見・差別等の人権問題、家計が急変した世帯の教育費の負担等、さまざまな課題が

明らかになっている。

このため、年間指導計画の見直しや夏季休業の短縮等による授業時間の確保、人権侵害等から児童生徒を守るためのネットパトロールの強化、高校生等奨学給付金における支給対象の拡大等の取組を行っている。

今後も、引き続き、市町等教育委員会と連携し、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、児童生徒の学習内容の理解・定着状況に応じたきめ細かな支援や、一人ひとりに寄り添った丁寧な対応を行うことにより、安全で安心な学校生活の実現と、学びの継続・支援に取り組まれない。

(高校教育課、小中学校教育課、特別支援教育課、生徒指導課、人権教育課ほか)

2 いじめ対策の推進

公立小中学校及び県立学校におけるいじめの認知件数は、平成 28 年度から 2,000 件を超える水準で推移しており、31 年 4 月から令和元年 9 月までの間では 2,234 件（前年度同時期 2,100 件）となり、増加傾向となっている。

また、いじめが原因で不登校となった事案の「いじめの重大事態」が発生している。

このため、「三重県いじめ防止条例」及び「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携し、より一層、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等、対応力の向上や教育相談体制の充実を図り、安全で安心な教育環境づくりを推進されたい。

(生徒指導課)

警察本部

1 交通事故の発生抑止対策の推進

令和元年の交通事故死者数は 75 人（前年比-12 人）となり記録が残る昭和 29 年以降最少を記録した。また負傷者についても 4,688 人（前年比-1,448 人）と減少している。

しかし、原付以上の車両運転者が第 1 当事者になった死亡事故のうち、65 歳以上の高齢運転者の事故は 28 件（前年比+6 件、構成比 43.1%）と増加している。

このため、引き続き、関係機関等と連携を図り、高齢者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組を推進するとともに、各種交通指導取締りを強化するなど、交通事故の発生抑止に取り組まれない。

(交通部交通企画課)